# 大通防災だより

第21号

## 住宅用火災警報器は設置されていますか?

住宅火災による死者の多くは「逃げ遅れ」が原因です。

万一火災が発生したときには、「早期に発見」、「すばやく避難」が重要です。 その手助けとなる のが**住宅用火災警報器**です。 すべての住宅には住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。 未設置のご家庭は早急に設置を!

新潟県内での住宅火災は 平成18年の283件から平成27年は235件と減少していますが、 死者数は毎年30人前後と減っていません。 そしてその原因の51.7%が「逃げ遅れ」。 しかも **60%以上が高齢者**なのです。

住宅用火災警報器は 火災などの煙や熱を感じると、大きな音や光を出して知らせるものです。 特に高齢者むけには強烈な「光」の点滅や 強い「震動」で知らせるものがあります。

また住宅用火災警報器には「煙感知」、「熱感知」があり 消防法令では寝室や階段室に「煙感知」 タイプの設置を義務づけています。「熱感知」タイプはおもに調理場むけです。

複数の住宅用火災警報器を設置するとき 火災を感知した警報器だけでなくすべての警報器が警報を発する連動型があり、住宅内のどこにいても火災発生を知ることができます。

住宅用火災警報器はホームセンターなどで 1台3000円前後から購入でき、ドライバー一本で取り付け可能です。





設置義務



設置をお勧め

資料提供:新潟市消防局•南消防署

「大通防災だより」は 新潟市「地域活動補助」を 活用して発行しています。



発 行 大通コミュニティ自主防災会 (大通地域生活センター内) TEL 362-1491

## 覚えておくと きっと役立ちます。

『防災』の必要性を頭では理解しているけれど つい自分は大丈夫と思ってしまう。 そんな私たちに警鐘を鳴らす「自分の身を守る格言」をいくつかご紹介しましょう。

①守るべき優先順位を決める。

自分にとってかけがえのないものとはなにか? なにを守るのか? をしっかり意識する。

②災害や事故はいつでも起こり得ると知る。

「1000年に1度」という言葉に油断しない。 その1度は明日かもしれない。

③自己対策を過大評価しない。

「これだけ準備したから大丈夫。」はない。 自然の力を過少評価しない。

④「誰かがやってくれる」は誰もやってくれない。

自分自身で確認しながら動き ひとつひとつ準備しておくことが防災準備の基本。

⑤自主防災とは自守防災である。

災害時には行政や消防も被災する。 自分と家族を守るのは自分という自主防衛を意識する。

⑥心の防波堤を高く保つ。

悲惨な災害の記憶は風化していく。 自分の防災意識を高く保ち続けることが安全を保つ。

⑦安全・安心は知識と知恵の継承である。

安心・安全は受け継がれてきた知識、知恵に自身の経験を積み重ね さらに次世代へ伝えていく。

⑧防災の基本は自助と近助

自分の身を守る手段を常日ごろから具体的に考え、となり近所と情報を共有することで助け合う。 『クロワッサン「防災BOOK」』より抜粋

新聞やテレビのニュースで災害が報じられたり 防災訓練などのたびに防災の備えの 必要性を意識させられますが、あらためてこの機会に日頃からの防災への備えに取り組 んでみてはいかがでしょう。

### 「頭の中に記憶するよりも ひとつずつでも実践していくことが いざという時の役にたつ。

ということが これらの「格言」が真に語ろうとしていることではないでしょうか?

### 今年度の活動を振り返って、来年度へ繋ぐ

今年度 私たち自主防災会スタッフは いざという時の使用に備えて防災資器材の点検を行い、 各自治会の防災活動のお手伝いとして防災マップの作成をすすめたり、要援護者の避難支援に ついての提案を行ってきました。またこの「防災だより」を通じて災害への備えや、ご注意を呼び掛



備えておきましょう

けてまいりました。いうまでもなくこうした活動は来年度以降 も継続していかなければなりません。 活動の成果を検証し、 来年度は一歩でも進んだ取り組みをめざしていきます。 災害など起こらず 防災の取り組みが杞憂に終わればそれ に越したことはありません。 でも私たちは万が一を想定し 安心・安全のためにやるべきことを来年度も取り組みます。

大通コミュニティ自主防災会会長 渡辺 清